

## 指名・ガバナンス委員会方針(Charter)

### 1. 目的

- 1.1 指名・ガバナンス委員会(以下「委員会」)は、株主総会に提出する取締役選任及び解任に関する議案の内容を決定するとともに、当社及び子会社の重要な人事及び当社のコーポレート・ガバナンスに関する諸事項等について審議し、取締役会に対し報告及び提言を行うことを目的とする。
- 1.2 定款に基づき設置する委員会の組織及び運営は、法令、定款または取締役会において定めるところによるほか、本則の定めるところによる。

### 2. 構成

#### 2.1 委員会の構成

- (1) 委員会は、2名以上の社外取締役<sup>(注)</sup>及び1名の代表執行役社長である取締役にて構成し、委員の過半数は社外取締役とする。委員の任命は取締役会の決議によりこれを行う。

(注) 執行を兼務しない高い独立性を有する取締役を含む。(以下同じ)

- 2.2 委員長の任命は、社外取締役の中から取締役会の決議によりこれを行う。委員長は、委員会を主導し、委員会の実効性を確保しつつ、委員会の職務執行状況を取締役会に報告する。

- 2.3 委員会の議長は委員長がこれにあたる。

- 2.4 委員長に事故あるときは、委員会においてあらかじめ定められた順序に従って、他の委員が議長になる。

- 2.5 委員会の事務局は、総務部(取締役会事務局)内に置く。

### 3. 運営

- 3.1 委員会は、原則年4回以上開催する。また、委員が必要と認めた場合には、随時開催することができる。
- 3.2 委員会は、必要があるときは、電話会議等の方法を用いて開催することができる。
- 3.3 委員会は委員長がこれを招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- 3.4 招集は、原則として委員会開催日の3日前までに、招集者が各委員に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。また、委員全員の同意がある場合は、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3.5 委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数の出席により成立し、その過半数をもって行う。
- 3.6 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 3.7 委員会の委員長が必要と認める場合には、当社の執行役、下記4.4に定める外部専門家等、その他委員会委員以外の者を委員会に出席させ、報告または説明させることができる。
- 3.8 取締役会には委員長又は委員長が指名した委員から報告または提言を行う。但し、委員で異なる意見がある場合は、その意見を付さなければならない。
- 3.9 委員会が求めた場合、当社及び当社の子会社の取締役、執行役、執行役員及び使用人を、委員会に出席させ、委員会が求めた事項について説明をさせることができる。

3.10 委員会は、必要に応じて、委員以外の者から、報告と意見を聞くことができる。

3.11 委員会は、会議の議事録を作成し、議案の質疑、審議、報告、決議、活動等の内容について適切に記録する。

3.12 委員会に出席した委員は、議事録に署名又は記名・押印しなければならない。

3.13 前項の議事録は、委員会開催日から 10 年間、総務部(取締役会事務局)内に備えおく。

3.14 委員会は、毎年、委員会の活動について自己評価し、取締役会に報告する。

#### **4. 権限・責任**

4.1 委員会は、株主総会に提出する取締役選任及び解任に関する議案の内容を決定する。

4.2 委員会は、以下の事項を審議する。

- ① 取締役会及び取締役会傘下委員会の年次評価
- ② 取締役会及び取締役会傘下委員会の規模、機能及び組織構造等に関する事項及び当社の主要な子会社のコーポレート・ガバナンスについての方針・態勢、状況
- ③ 持株会社の取締役会傘下委員会委員の選解任
- ④ 持株会社の執行役人事(除く監査担当役員)に関する事項(但し、監査委員会より、監査担当役員を選解任報告を受ける)
- ⑤ 当社の子会社の会長・副会長・社長・頭取人事に関する事項
- ⑥ 海外子会社の重要な役員人事等に関する事項

4.3 4.2 に掲げる当社の子会社及び海外子会社は、委員会の決議によりこれを定める。

4.4 委員会の審議に参加させるため、外部の専門家を任用することができる。

4.5 会社は、委員会がその権限を行使し、職務・責任を適切に果たすために必要と判断する資金及び他のリソースを提供する。

## 5. 子会社との連携

5.1 委員会は、主要な子会社の監査等委員会または独立社外取締役から、4.2 に定める「主要な子会社の会長・副会長・社長・頭取人事に関する事項」の審議内容または審議結果について意見があった場合、当該意見を考慮する。

5.2 委員会は、主要な子会社の監査等委員会または独立社外取締役から、4.2 に定める「主要な子会社のコーポレート・ガバナンスについての方針・態勢、状況」の審議内容または審議結果について意見があった場合、当該意見を考慮する。

## 6. 改定

6.1 委員会は、3.14 に記載した自己評価を踏まえ、毎年本則の有効性・適合性等をレビューして改定の可否を検討し、改定が必要と認めた場合には、取締役会に対し改定を提案する。

以上

### 付則

1. 本方針の施行を平成 29 年 12 月 1 日とする。

### 改定

平成 30 年 7 月 1 日 改定